合計額に対する割合又は統括会社の外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額の当該統括会社の全ての被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する割合のいずれかが五〇パーセントを超えていることを加える。

(4) 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例における外国関係法人の租税負担割合の基準等について所要の改正を行う。

㈢ 居住者の外国税額控除に係る国外所得金額の計算の特例について、内部取引の独立企業間価格の算定方法等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二八の七関係）

㈣ 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例について、本特例の適用を受けるための手続の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二七条関係）

㈤ 合併等の組織再編成に係る適格性を判定するための特定軽課税外国法人の定義について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三九条の三四の三関係）

(1) 特定軽課税外国法人に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準を二〇パーセント未満（改正前二〇パーセント以下）に変更する。

(2) 前二年内事業年度がない外国法人は、主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される本店所在地国の外国法人税の税率をもってその外国法人の租税負担割合とする。

4 資産課税

㈠ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる増改築等の範囲に、一定のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の二関係）

㈡ 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる結婚・子育て資金の範囲、特例の適用を受けるための手続、結婚・子育て資金管理契約に定めるべき事項、贈与者が死亡した場合の相続税及び結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の計算方法の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の四関係）

㈢ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる増改築等の範囲に、一定のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の五関係）

㈣ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第四〇条の八関係）

(1) 経営承継受贈者に係る贈与者が死亡をした場合に、当該経営承継受贈者の猶予中贈与税額のうち免除される額の計算方法を定める。

(2) 経営承継受贈者が非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受ける者に特例受贈非上場株式等の贈与をした場合に、当該経営承継受贈者の猶予中贈与税額のうち免除される額の計算方法を定める。

㈤ 特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる建築物の用途の範囲に倉庫を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四三条の三関係）

5 消費課税

㈠ 自動車重量税率の特例措置の適用対象とならない免税対象車等の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五一条の二関係）

㈡ 新車新規登録から一三年を経過した検査自動車に係る自動車重量税率の特例措置について、車検制度の見直しに伴う規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第五一条の三関係）

二 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二二年政令第五八号）の一部改正関係

1 法人税法の一部改正に伴い、情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける同法の適用に係る規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第二七条関係）

2 特定目的会社に係る課税の特例について、平成二二年四月一日前に設立された特定目的会社のうち平成二七年三月三一日までに業務開始届出をしていないものに対して、同年四月一日以後に終了する事業年度について、特定出資に係る国内募集割合要件を適用することとした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第三八条関係）

三 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二三年政令第三八三号）の一部改正関係

法人税法の一部改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける法人税法等の適用に係る規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第八条関係）

四 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二四年政令第一〇五号）の一部改正関係

法人税法の一部改正に伴い、沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける法人税法等の適用に係る規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第一二条関係）

五 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二五年政令第一一四号）の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第五号）の一部改正に伴い、試験研究を行った場合の特別税額控除制度の特例に関する経過措置について、規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第一六条及び第二二条関係）

六 この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（財務省）

1 預金等の口座等に係る本人確認の方法について、預貯金口座の開設等がされる者から署名用電子証明書その他の電磁的記録の送信を受ける方法による場合における当該本人確認の方法の細目等を定めることとした。（第三条、第三条の三、第五条、第六条、第九条の三及び第九条の四関係）

2 国外送金等に係る告知書等の提出義務のない公共法人等の範囲から、第一種少額電子募集取扱業者を除外することとした。（第四条関係）

3 財産債務調書に記載すべき財産の所在、価額の決定方法等を定めることとした。（第一二条の二関係）

4 申告分離課税の規定の適用がある場合における財産債務調書の提出基準となる総所得金額及び山林所得金額の合計額を定めることとした。（第一二条の二関係）

5 財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例について、対象となる所得の範囲、同特例及び国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の両方の適用がある場合における過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の計算方法等を定めることとした。（第一二条の三関係）

6 この政令は、一部の規定を除き、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五〇号）（財務省）

1 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）